九　各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策等	①　地域支援事業に要する費用の額 各年度における地域支援事業に要する費用の額の総額、介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、第百十五条の四十五第一項第三号から第五号までに掲げる事業）及び任意事業のそれぞれに要する費用の額を定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。 ②　地域支援事業の見込量の確保のための方策 地域支援事業を行う者の確保に関することなど、事業の種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。 ③　保健福祉事業に関する事項 保健福祉事業を行う市町村にあっては、その事業内容等について定めること。 ④　地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価 各年度において、介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあっては、介護予防・日常生活支援総合事業）及び予防給付の実施による介護予防の達成状況を点検及び評価するに当たっては、介護予防事業の円滑な実施を図るために当該市町村にあっては、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針（介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施を図るための指針）の内容を踏まえること。
十　介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項	指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定介護予防サービスの事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。 なお、介護給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。
十一　予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。 なお、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村においては、地域の実情に応じて、多様な人材や社会資源を有効に活用した介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。
十二　市町村特別給付に関する事項	市町村特別給付を行う市町村にあっては、各年度における当該市町村特別給付の対象となるサービスの種類ごとの見込量の確保のための方策等を定めること。

十三　介護給付等に要する費用の適正化に関する事項	都道府県において策定する介護給付適正化計画の内容を十分に踏まえること。 また、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う市町村にあっては、その事業内容等について定めること。
十四　病床転換の円滑な転換を図るための事業に関する事項	療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報の提供、及びこれらの者からの相談への対応を行うことができる体制の整備に関する事項並びに市町村として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むこと。 この場合においては、介護施設整備法第五条に規定する市町村への交付金及び高齢者医療確保法附則第二条に規定する病床転換助成事業の活用方策を示すこと。
十五　市町村介護保険事業計画の作成の時期	市町村介護保険事業計画の作成の時期を定めること。
十六　市町村介護保険事業計画の期間	市町村介護保険事業計画の期間を定めること。
十七　市町村介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。
十八　その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項	介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために市町村が必要と認める事項を定めること。 なお、保険料率を算定する基礎となる介護保険事業に係る費用の見込みを盛り込むこと。
十九　介護保険事業計画に位置付けて重点的に取り組むことが望ましい事項	地域包括ケアシステムの実現のため、今後重点的に取り組むことが必要な、①認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、②医療との連携に関する事項、③高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項、④その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事項を、地域の実情に応じて各市町村が判断のうえ各市町村が重点的に取り組む事項として選択して計画に位置付け、その事業内容等について定めること。

別表第二第三号の見出し中「夜間対応型訪問介護」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護」に改め、「及び小規模多機能型居宅介護」を「、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス」に改め、同号の表に次のように加える。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスは、居宅要介護者の数及びその地域の利用に関する意向などその地域の実情を勘案して、量の見込みを定めること。
複合型サービス	

別表第二第四号の表中「平成23年度末に廃止される」を「平成23年に制度見直しが行われ、平成23年度末までの廃止期限が平成29年度末まで延長された。なお、廃止方針を維持し、新たな指定は行わないこととされた」に、「第4期」を「第5期」に改める。

別表第二第九号の見出し中「介護保健施設」を「介護保健施設サービス」に改め、同号の表中「（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）」を削り、「第4期介護保健事業計画期間（平成21年度～23年度）」を「第5期介護保険事業計画期間（平成24年度～26年度）」に改める。